

介護保険事業者事故報告書の提出について

1 報告書提出の概要

介護保険関係法令の規定に基づき、すべての介護保険事業者には、サービス提供中に生じた事故等について、保険者に報告する義務があります。

2 報告対象となる事故の範囲

次の(1)～(3)の場合に報告することを原則とします。

(1) サービス提供中による利用者のケガ又は死亡事故の発生

- ・利用者が事業所内にいる間は「サービス提供中」に含むものとします。
(送迎・通院等の間の事故も含みます。)
- ・事業者側の過失の有無にかかわらず、医療機関で受診したものを原則とします。
- ・利用者が死亡した場合において、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは報告するものとします。
- ・利用者が事故発生から一定期間を経て死亡した場合は、報告書を再提出するものとします。

(2) 食中毒及び感染症、結核の発生

- ・食中毒、感染症、結核について、サービス提供に関連して発生したと認められる場合は、報告対象とします。

(3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

- ・利用者からの預り金の横領、個人情報の紛失など利用者の処遇に影響が生じるものについて対象とします。

3 報告先

事業者は、前記2で定める事故等が生じた場合は、後記4の手順により、次の保険者に報告するものとします。

- ・被保険者の属する保険者
- ・事業者が所在する保険者（上記と同一保険者の場合は不要）

【湯河原町の窓口】

〒259-0392 湯河原町役場 介護課

TEL 0465-63-2111(内線342) FAX 0465-63-4194

※報告先が湯河原町以外の場合は、各保険者の指示に従ってください。

4 報告の手順（湯河原町の場合）

(1) 事故発生時の第一報

次のいずれかの場合において、暫定的な方法として報告します。

- ・ 重大な事故等の場合
- ・ 『介護保険事業者 事故報告書』を速やかに提出できない場合

・ 「速やかに」とは、事故当日及び次のような場合を想定します。

例) 事故が夕方又は夜間に発生し、処置等のため時間を要し、役場開庁時に報告できない場合（翌日中の報告を原則とする）

例) 事故が金曜日の午後等に発生し、処置等のため時間を要し、役場開庁時に報告できない場合（月曜日の報告を原則とする）

(2) 事故報告書の提出

『介護保険事業者 事故報告書』を速やかに提出します。

- ・ 報告書の提出に当たっては、必要最大限の努力の上、常識の範囲内での期日において報告（前記参照）するものとし、報告が遅延した場合には、書式内に遅延理由を記載するものとします。
- ・ 事業者は、利用者等に対して事故報告書の控えを積極的に開示し、求めに応じ交付するものとします。

(3) 湯河原町の対応

事故報告書の内容を確認の上、必要に応じて、調査・指導等を行うとともに、重大な事故及び基準違反の疑いのある場合等は神奈川県に報告するものとします。

また、事故報告件数の集計結果について、年度ごと、神奈川県に報告するとともに、公表するものとします。

5 老人福祉法に基づく報告

特定施設入居者生活介護事業者は、上記報告のほか、老人福祉法上の報告義務がありますが、神奈川県内の介護付有料老人ホームにあっては、当該報告について、上記に基づく保険者への報告をもって代えることができるとされています。

住宅型・健康型の有料老人ホームについては、老人福祉法上の報告が必要となりますので、忘れずに提出してください。

【老人福祉法上の報告窓口】

〒231-8588 神奈川県 福祉部 高齢施設課 保健・居住施設グループ

TEL 045-210-4856